

もしものために知っておきたい 相続・贈与

大切な資産を守るためにも、ご家族の安心のためにも、万が一に備えて早めに対策をしておくことが大切です。ぜひこの機会に”相続・贈与”について考えてみませんか？

▼ 相続の基本的な流れ

1 お取引店にご連絡ください

お亡くなりになられた方(被相続人)の口座のある、[長野証券のお取引店舗](#) へご連絡ください。相続の手続きに必要な書類をご案内いたします。当社所定の書類等を相続人代表者様もしくは代理人様にご送付、または当社担当者が訪問にてお渡しします。なお、お預かり明細(残高証明書)が必要な場合は、お申し出ください。
また、相続される方が長野証券に口座をお持ちでない場合は、口座を開設するお手続きが必要です。

亡くなられたお客様(被相続人)のお取引店舗がわからない場合、お問い合わせください。

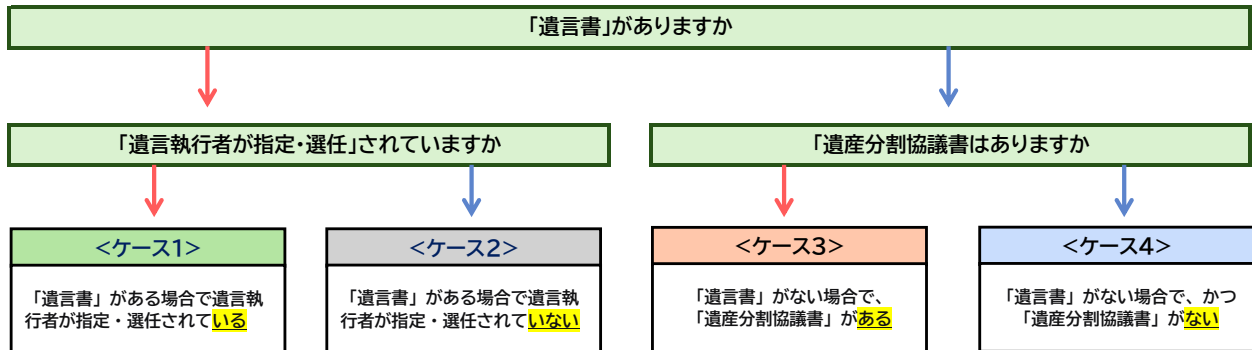
業務管理部 **026-228-3113**
[受付時間]9:00 ~ 17:00※土・日・祝日・年末年始 休み

2 必要書類をご確認ください

お客様の状況ごとに、必要な書類や証明書等をご案内いたします。ご確認のうえ、お取り揃えてください。

→ はい
→ いいえ

下記のフローチャートに従い、ご自身の手続方法をご確認ください。



必要書類等	ご注意事項	
	<ケース1> 遺言執行者がいる場合	<ケース2> 遺言執行者がいない場合
相続手続依頼書(弊社書類)	遺言執行者の署名、実印押印が必要です	株式などを相続される方の署名、実印押印が必要です
印鑑証明書	遺言執行者の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内)	株式などを相続される方の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内)
遺言書	「公正証書遺言」以外の場合は、家庭裁判所の検認のあるものが必要です	
除籍謄本・記載事項証明と改製原戸籍 または 法定相続情報一覧図	亡くなられた方のご出生から死亡まで連続して確認できるようご用意下さい	

必要書類等	ご注意事項
	<ケース3>
相続手続依頼書(弊社書類)	株式などを相続される方の署名、実印押印が必要です
遺産分割協議書	法定相続人全員の署名、実印押印があり、記載内容が完備したもの
除籍謄本・記載事項証明と改製原戸籍または法定相続情報一覧図(※1)	亡くなられた方のご出生から死亡まで連続して確認できるようご用意下さい
相続人全員の印鑑証明書(※2)	遺産分割協議書作成時点の印鑑証明書

※1、※2 の書類は、遺産分割協議書につづり込まれている場合は、新たなお取り揃えは不要です。

必要書類等	ご注意事項
	<ケース4>
相続手続依頼書(弊社書類)	法定相続人全員の署名、実印押印が必要です
除籍謄本・記載事項証明と改製原戸籍または法定相続情報一覧図	お亡くなられた方のご出生から死亡まで連続して確認できるようご用意下さい
相続人全員の印鑑証明書	発行後6ヶ月以内の印鑑証明書

3 必要書類のご記入・ご提出

証明書類のご提出および弊社所定の書類のご記入・ご提出をいただきます。

4 相続手続き(振替)完了

相続手続きに必要な書類を確認後、振替手続きを行います。相続資産のお振り替えが完了しますと、担当者より、手続き完了した旨をご連絡・ご通知を申し上げます。